

なわて事業者チャレンジ支援補助金 Q&A

【重要】

本 Q&A については、必要に応じて改訂することがあります。

事業実施時には最新の Q&A を下記ホームページからご確認ください。

なわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）

URL：<https://nawate-sci.or.jp/>

【本件に関するお問い合わせ先】

なわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）

TEL：050-3784-8640

Mail：a001@nawate-sci.or.jp

受付時間：平日 9：00～17：15（土日祝日及び12/29～1/3 除く）

更新履歴

更新日	更新内容
令和7年7月30日	第1版

【注意事項】

本 Q&A に記載している「手引き」は、「なわて事業者チャレンジ支援補助金 補助事業の手引き」第1版（令和7年7月30日）を指します。

【 目 次 】

I 制度全般に関すること _____ I

- Q1 補助対象者は？
- Q2 「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者」とは？
- Q3 常時使用する従業員数とは？
- Q4 「四條畷市内に事業所を有する」に具体的な要件はありますか？
- Q5 本店は他市町村に、支店等が四條畷市内にある法人は申請できますか？
- Q6 四條畷市内で既に事業を営んでおり、四條畷市内に新たに支店を出店する場合は、補助の対象となりますか？
- Q7 他市町村で既に事業を営んでおり、四條畷市内に新たに支店を出店する場合は、補助の対象となりますか？
- Q8 個人事業主の店舗が四條畷市内で事業主の居住地が市外の場合は対象となりますか？
- Q9 種類を問わず、法人であれば申請は可能ですか？
- Q10 既存事業者とは？
- Q11 既存事業者が申請できる補助金は？
- Q12 新規創業者とは？
- Q13 新規創業者が申請できる補助金は？
- Q14 どのような業種でも申請は可能ですか？
- Q15 申請すれば必ず採択されますか？
- Q16 一度不採択となった場合でも、再申請は可能ですか？
- Q17 過去になわて事業者チャレンジ支援補助金の交付を受けたことがある場合は申請できますか？
- Q18 同一事業者が複数の申請を行うことはできますか？
- Q19 他の事業者と共同で申請することはできますか？
- Q20 補助金の概算払い（前払い）は可能ですか？
- Q21 国や府などの補助金との併用は可能ですか？
- Q22 申請期間中でも受付を終了することはありますか？
- Q23 申請内容は外部に公開されますか？
- Q24 申請前に申請内容について相談することはできますか？

2 申請手続きに関すること _____ 6

- Q1 申請期間はいつからいつまでですか？
- Q2 申請はどのように行えばよいですか？
- Q3 郵送で申請書類等を提出する場合の注意事項はありますか？
- Q4 持参で申請書類等を提出する場合の注意事項はありますか？
- Q5 メールで申請書類等を提出する場合の注意事項はありますか？
- Q6 提出書類に押印は必要ですか？
- Q7 申請手続きは代理人が行ってもよいですか？
- Q8 申請書類の控えは返却してもらえますか？
- Q9 見積書等を徴収する際の注意事項はありますか？
- Q10 取引先のオリジナル商品やサービス等を用いた販促を検討しており、2社以上の見積書の提出が難しい場合はどうすればよいですか？
- Q11 申請内容の確認方法は？

3 補助対象経費に関すること _____ 8

全支援メニュー共通

- Q1 対象経費はどのようなものがありますか？
- Q2 補助対象外経費はどのようなものがありますか？
- Q3 支払いが単年度で対応できない場合も当該事業の補助対象になりますか？
- Q4 車両の購入は対象となりますか？
- Q5 エアコンの購入は対象となりますか？

①設備導入支援補助金

- Q1 設備導入支援補助金とは？
- Q2 先端設備等導入計画とは？
- Q3 認定経営革新等支援機関とは？

②創業支援補助金

- Q1 創業支援補助金とは？
- Q2 特定創業支援等事業とは？

③企業価値向上支援補助金

- Q1 企業価値向上支援補助金とは？
- Q2 ふるさと納税のお礼品を新たに作る際に補助金を使うことはできますか？

- Q3 ユニバーサルデザインへの改修とは、どのような工事が対象になりますか？
- Q4 人材確保に向けた相談窓口はありますか？
- Q5 HP リニューアルに伴う撮影やライティング費も補助されますか？
- Q6 人材確保はエージェントを介した場合も対象となりますか？
- Q7 人材定着に関する費用は、社外研修で要した経費も対象となりますか？
- Q8 新事業展開・新商品開発は具体的にどのようなものが対象となりますか？
- Q9 新商品開発に取り組んだものの、商品化に繋がらなかった場合も対象となりますか？

④事業計画策定支援補助金

- Q1 事業計画策定支援補助金とは？
- Q2 事業計画とは？
- Q3 事業計画策定を依頼する中小企業診断士等は、指定されていますか？ また、紹介してもらえますか？

4 交付決定・事業実施に関すること _____ 15

- Q1 交付決定前に事業を開始したらどうなりますか？
- Q2 発注するときは電話で行ってもよいですか？
- Q3 経費の支払いは現金で行ってもよいですか？
- Q4 交付決定を受けた後に事業計画の一部が変更もしくは事情により継続ができなくなった場合の手続きは？
- Q5 申請時に記載していた設備 A の代わりに設備 B を購入しても問題ありませんか？

5 実績報告・精算に関すること _____ 17

- Q1 実績報告の提出書類は？
- Q2 実績報告書の提出期限はいつですか？
- Q3 実績報告後、補助金額の確定までどれくらいかかりますか？
- Q4 補助金交付請求後、入金までどれくらいかかりますか？

6 その他 _____ 18

- Q1 補助事業終了後、設備を処分するにはどうすればいいですか？
- Q2 財産処分承認申請の手続きを行わずに、設備を処分した場合はどうなりますか？

I 制度全般に関すること

Q1 補助対象者は？

A1 四條畷市内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に定める会社及び個人、もしくは市内で新規創業を予定する者が対象となります。

また、併せて、下記の項目をすべて満たす必要があります。

- ・市税その他市に納付すべき金銭の滞納がない者
- ・役員等又は経営に実質的に関与する者が、四條畷市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業その他これに類する業種を営む者でない者
- ・補助金の交付前後及び補助事業完了後において、市または事務局が実施するアンケート調査等に回答できる者

Q2 「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者」とは？

A2 中小企業基本法における中小企業者の定義のことを指します。

詳しくは下記の表を参照してください。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

Q3 常時使用する従業員数とは？

A3 労働基準法第20条に定める「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。正社員、パート、アルバイト等は問いませんが、日雇い労働者は除きます。

Q4 「四條畷市内に事業所を有する」に具体的な要件はありますか？

A4 法人の場合は、本店（本社）が四條畷市内にあることが履歴事項全部証明書で確認できる必要があります。

個人事業主の場合は、事業所が四條畷市内にあることが開業届出書の写しで確認できる必要があります。なお、開業届出書の写しで市内に事業所があることが確認できない場合は、市内に事業所があることが確認できる営業許可証等の写しを併せて提出してください。

Q5 本店は他市町村に、支店等が四條畷市内にある法人は申請できますか？

A5 他市町村に本店の登記がある場合は対象外となります。

Q6 四條畷市内で既に事業を営んでおり、四條畷市内に新たに支店を出店する場合は、補助の対象となりますか？

A6 補助対象となります。

なお、創業後5年未満の場合は新規創業者、創業後5年を経過している場合は既存事業者と定義しており、一部申請可能なメニューが異なりますのでご注意ください。

Q7 他市町村で既に事業を営んでおり、四條畷市内に新たに支店を出店する場合は、補助の対象となりますか？

A7 他市町村で既に創業済で、他市町村に本店の登記がある場合は対象外となります。

Q8 個人事業主の店舗が四條畷市内で事業主の居住地が市外の場合は対象となりますか？

A8 事業所が市内の場合は、事業主の居住地に関わらず対象となります。

Q9 種類を問わず、法人であれば申請は可能ですか？

A9 本補助金は、会社法第2条第1項第1号で会社として規定される「株式会社（有限会社）」「合名会社」「合資会社」「合同会社」及び個人事業主が対象となります。

そのため、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、学校法人、宗教法人、財団法人、社団法人などは対象となりません。

Q10 既存事業者とは？

A10 四條畷市内に事業所を有する法人または個人事業主のうち、事業開始後5年を経過している者をいいます。

Q11 既存事業者が申請できる補助金は？

A11 以下のメニューを申請することができます。

①設備導入支援補助金

③企業価値向上支援補助金

（ア）展示会やオープンファクトリー等出展に要する費用

（イ）ビジネスチャンスの拡大に向けた事業所、自社商品等の PR に要する費用

（ウ）人材確保・定着に向けた取組等に要する費用

（エ）新しく商品化する商品の開発に要する費用

（カ）店舗等改修工事（ユニバーサルデザインへの改修を含む）に要する費用

④事業計画策定支援補助金

Q12 新規創業者とは？

A12 四條畷市内に事業所を有する法人または個人事業主のうち、事業開始後5年未満の者または現在事業を営んでおらず、市内で新たに事業を行おうとする者をいいます。

Q13 新規創業者が申請できる補助金は？

A13 以下のメニューを申請することができます。

②創業支援補助金

③企業価値向上支援補助金

（ア）展示会やオープンファクトリー等出展に要する費用

（イ）ビジネスチャンスの拡大に向けた事業所、自社商品等の PR に要する費用

（ウ）人材確保・定着に向けた取組等に要する費用

（エ）新しく商品化する商品の開発に要する費用

（オ）法人設立等に要する費用

④事業計画策定支援補助金

Q14 どのような業種でも申請は可能ですか？

A14 業種は問いません。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業その他これに類する業種に該当する場合は、申請できません。

Q15 申請すれば必ず採択されますか？

A15 事業実施体制や継続性、費用対効果などを総合的に判断し、採択するかを決定するため、申請しても不採択となることがあります。

審査項目については、手引き P44 をご確認ください。

Q16 一度不採択となった場合でも、再申請は可能ですか？

A16 再申請可能です。

Q17 過去になわて事業者チャレンジ支援補助金の交付を受けたことがある場合は申請できますか？

A17 以下に該当する場合は申請できません。

- ・令和5年6月から令和7年5月までの間に、設備導入支援補助金の交付を受け、今回、①設備導入支援補助金を申請しようとする場合。
- ・令和5年6月から令和7年5月までの間に、設備導入支援補助金または新規創業改修等支援補助金の交付を受け、今回、②創業支援補助金を申請しようとする場合。
- ・令和5年6月から令和7年5月までの間に、法人設立等に要する費用への補助金交付を受け、今回、③企業価値向上支援補助金のうち、(オ)法人設立等に要する費用を申請しようとする場合。

Q18 同一事業者が複数の申請を行うことはできますか？

A18 各補助金は、それぞれ1回を上限に申請することができます。

ただし、③企業価値向上支援補助金は、各項目それぞれ1回が申請上限です。

また、補助事業完了期限までに完了する事業であれば、同時申請でなくても構いません。

Q19 他の事業者と共同で申請することはできますか？

A19 本制度では、申請者は単独の会社または個人となります。

そのため、複数の事業者が連携して1つの申請を行うことはできません。

Q20 補助金の概算払い（前払い）は可能ですか？

A20 概算払い（前払い）はできません。補助金の交付は、実績報告書類の提出を行い、補助金額が確定した後に、補助事業者からの請求をもって行います。

Q21 国や府などの補助金との併用は可能ですか？

A21 国や府などの補助金（これに類するものを含む）との併用は可能です。ただし、他の補助金の充当後の自己負担部分が補助対象経費となります。

Q22 申請期間中でも受付を終了することはありますか？

A22 受付は先着順となり、予算上限に達した時点で受付を終了しますので申請を検討されている場合は、お早めに必要書類をご提出ください。

Q23 申請内容は外部に公開されますか？

A23 採択された場合、制度周知等を目的に申請者名や事業名を広報周知に使用場合があります。

なお、掲載前に掲載内容について調整させていただきます。

Q24 申請前に申請内容について相談することはできますか？

A24 補助金の内容や申請方法等、不明点がある場合は、なわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）にてご相談いただけます。説明会や個別相談も実施していますので、積極的にご活用ください。

ただし、相談は制度の趣旨や申請手続き等に関する一般的な内容が中心となり、申請内容の妥当性や採択可否の事前判断、審査内容の提供等はできません。

2 申請手続きに関すること

Q1 申請期間はいつからいつまでですか？

- A1 令和7年9月1日から申請受付を開始します。
申請受付終了日は設けていませんが、交付決定後、令和8年12月31日までに補助事業が完了し、令和9年1月29日までに実績報告書類を提出することが必要ですので、注意してください。

Q2 申請はどのように行えばよいですか？

- A2 手引きP16の補助事業の流れを確認のうえ、メニュー別に規定の申請書類一式を事務局に郵送、持参、メールのいずれかで提出してください。
なお、①設備導入支援補助金及び②創業支援補助金については、別途事前準備が必要になりますので、手引きP22もしくはP25で内容をご確認ください。

<申請書類提出先>

なわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）

〒575-0052 四條畷市中野三丁目5番23号

Mail：a001@nawate-sci.or.jp

Q3 郵送で申請書類等を提出する場合の注意事項はありますか？

- A3 実績報告書提出期限は必着のため、郵送日数を考慮し、余裕をもって提出してください。

Q4 持参で申請書類等を提出する場合の注意事項はありますか？

- A4 なわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）の受付時間内に提出してください。
受付時間 9:00～17:15（土日祝日及び12/29～1/3を除く）

Q5 メールで申請書類等を提出する場合の注意事項はありますか？

- A5 あらかじめ「a001@nawate-sci.or.jp」からのメールが受信できる設定となっていることをご確認ください。
また、申請様式はExcelファイル及びPDFファイルの両方を、その他の書類はスキャンデータを提出してください。
なお、添付ファイルの容量が7MBを超える場合は、ファイルを複数に分割し、複数回に分けて送信するか、大容量ファイル送信サービスをご利用のうえ、ダウンロード用URLを本文に記載して送信してください。

Q6 提出書類に押印は必要ですか？

A6 本補助金では、申請手続きの簡素化のため、提出書類への押印は求めています。

Q7 申請手続きは代理人が行ってもよいですか？

A7 本補助金の申請手続き（審査時の事務局からの問い合わせ及び訂正等の対応を含む）を第三者に委任することはできません。

なお、申請書類作成等の際に、専門家（中小企業診断士や税理士など）の支援を受けることは可能です。

Q8 申請書類の控えは返却してもらえますか？

A8 提出された申請書類は原則として返却しません。

提出書類の内容確認等を行うことがありますので、控えを必ず保管しておいてください。

Q9 見積書等を徴収する際の注意事項はありますか？

A9 申請時及び実績報告時の関係書類（発注書、納品書、請求書など）の宛名は補助事業を実施する事業者名で統一してください。

補助事業を実施する事業者名と異なる事業者名等が記載されている場合等は、補助対象外経費として取り扱う可能性があります。

また、発注総額が10万円（税抜）以上の経費については、申請時に2社以上から見積書を徴収し、より安価な発注先を選択する必要があります。

Q10 取引先のオリジナル商品やサービス等を用いた販促を検討しており、2社

以上の見積書の提出が難しい場合はどうすればよいですか？

A10 発注総額が10万円（税抜）以上の経費については、申請時に2社以上から見積書を徴収し、より安価な発注先を選択する必要があります。

ただし、事業内容の性質上、2社以上の見積徴収が困難な場合は、その理由が妥当と判断できれば補助対象として認めることもあります。必ず事前に事務局までご確認ください。

Q11 申請内容の確認方法は？

A11 なわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）にて、中小企業診断士等の専門家及び審査会を通じて内容の確認を行います。

3 補助対象経費に関すること

全支援メニュー共通

Q1 対象経費はどのようなものがありますか？

A1 各メニューによって対象経費が異なります。
詳しくは、手引きの該当部分を確認してください。

- ①設備導入支援補助金 P10
- ②創業支援補助金 P11
- ③企業価値向上支援補助金 P12～14
- ④事業計画策定支援補助金 P15

Q2 補助対象外経費はどのようなものがありますか？

A2 以下の経費は対象となりません。

- ・ 本補助制度の目的等に合致しない経費及び交付決定前に着手した経費
- ・ 自社内部や関連会社との取引に係る経費
- ・ ランニング経費と判断される経費（人件費、光熱水費、燃料費、通信費等）
- ・ 中古品の導入経費
- ・ 土地の取得、賃貸、管理等に要する経費
- ・ 振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ・ 公租公課
- ・ 各種保証・保険料（ただし、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象とする。）
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得る経費（事務用パソコン、プリンター、文書作成ソフト、デジタル複合機、スマートフォン、タブレット端末、大型モニター、ミーティングボード、汎用サーバー、NAS等の購入費や消耗品等）
- ・ 分割払い等で実績報告書提出期限までに支払いが完了していない経費及び金銭の支出が伴わない、金券や商品券、ポイントによる支払いや他の債務等との相殺取引
- ・ その他、社会通念上、不適切な用途や著しく不当な価格と認められる経費

Q3 支払いが単年度で対応できない場合も当該事業の補助対象になりますか？

A3 令和8（2026）年12月31日までに補助事業が完了するものであれば、複数年度にまたがるものであっても対象となります。

Q4 車両の購入は対象となりますか？

A4 車両については、それが事業の用に供するものであったとしても対象とはなりません。

Q5 エアコンの購入は対象となりますか？

A5 新規創業として、新たな設備導入や店舗の改修時に併せて購入する場合は対象となります。

①設備導入支援補助金

Q1 設備導入支援補助金とは？

A1 労働生産性の向上や賃上げの促進を目的として申請者が策定した「先端設備等導入計画」が、本市の導入促進基本計画等に適合していると認定された場合に、当該計画に基づき導入される設備（※）の導入に要する費用に対して補助を行うものです。

補助率は50%、補助上限額は100万円です。

なお、当該補助金を申請する場合は、事前に先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける必要があります。

※「機械及び装置」、「測定工具及び検査工具」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」の取得費のみ。

※詳細は手引きP10を参照してください。

Q2 先端設備等導入計画とは？

A2 「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する設備投資による労働生産性の向上を目的とした計画です。認定経営革新等支援機関から確認書の発行を受け、この計画を市へ提出、認定を受けることで、固定資産税の軽減や金融支援など様々な支援措置を受けることができます。詳しくは、手引きP22もしくは市ホームページをご確認ください。

【URL】<https://www.city.shijonawate.lg.jp/page/14-2375.html>

Q3 認定経営革新等支援機関とは？

A3 中小企業や小規模事業者を対象に専門的な知識や経験をもとに経営支援を行うことを目的に「中小企業経営力強化支援法」に基づき国が認定する機関で、税理士や中小企業診断士、金融機関などがその認定を受けています。

お近くの認定経営革新等支援機関は、ホームページからご確認ください。

【URL】https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea

②創業支援補助金

Q1 創業支援補助金とは？

A1 四條畷市商工会が実施する特定創業支援等事業の認定を受けた事業者が、中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づき行う店舗改修費及び設備導入費に対して補助を行うものです。

補助率は75%、補助上限額は150万円です。

なお、店舗に備え付けでない備品（例：机など）は補助対象外となります。

※詳細は手引きP11を参照してください。

Q2 特定創業支援等事業とは？

A2 「四條畷市創業支援等事業計画」に基づき、特定創業支援等事業として、個別相談及び創業セミナーを実施しています（いずれも四條畷市商工会において実施）。特定創業支援等事業を受けた証明書の交付を受けることにより、会社設立時の登記にかかる登録免許税の減免などのメリットがあります。

詳しくは、手引きP25もしくは市ホームページをご確認ください。

<創業希望者を支援します（四條畷市）>

【URL】<https://www.city.shijonawate.lg.jp/page/14-2370.html>

③企業価値向上支援補助金

Q1 企業価値向上支援補助金とは？

A1 支援メニューは以下のとおりです。

補助率及び補助上限額は、(ア)～(オ)が50%、20万円、(カ)が50%、50万円です。

(ア) 展示会やオープンファクトリー等出展に要する費用

(イ) ビジネスチャンスの拡大に向けた事業所、自社商品等のPR（チラシ、パンフレット、HP、動画作成等）に要する費用

(ウ) 人材確保・定着に向けた取組等に要する費用

(エ) 新しく商品化する商品の開発に要する費用

(オ) 法人設立（定款認証公証人手数料、法人登記に係る登録免許税、司法書士への報酬等）等に要する費用（新規創業者のみ対象）

(カ) 店舗等改修工事（ユニバーサルデザインへの改修を含む）に要する費用（既存事業者のみ対象）

※詳細は手引きP12～14を参照してください。

Q2 ふるさと納税のお礼品を新たに作る際に補助金を使うことはできますか？

A2 ③企業価値向上支援補助金（エ）新しく商品化する商品の開発に要する費用のメニューを活用することができます。

Q3 ユニバーサルデザインへの改修とは、どのような工事が対象になりますか？

A3 ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、国籍や身体能力などの違いに関係なく、誰もが使いやすく、わかりやすいデザインのことで、高齢者や障がい者、子ども連れの方など、誰もが利用しやすい店舗づくりを目的とした改修工事が対象となります。

例えば、出入口の段差解消、スロープの設置、自動ドアの導入、車椅子対応カウンターや手すりの設置、床材の滑り止め対応等が該当します。

改修時に注意する点などは、下記ホームページを参考にしてください。

<大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（大阪府）>

【URL】

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130170/kenshi_kikaku/fukushi_top/guideline.html

<大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン「小規模店舗における設計ガイドライン」（大阪府）>

【URL】

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/2475/06-2120syokibotenpo_1.pdf

Q4 人材確保に向けた相談窓口はありますか？

A4 大阪産業局では、適切な手法や工夫によって採用活動に取り組めるよう、公民の専門機関が連携し、課題の整理から採用活動までワンストップのサポートを提供しています（相談無料）。

詳しくは、下記ホームページからご確認ください。

＜中小企業のための人材採用コンシェルジュ（公益財団法人大阪産業局）＞

【URL】 <https://jinzai-platform.jp/index.html>

また、四條畷市商工会においても、人材確保を含めた総合相談事業を実施しています（相談無料）。

詳しくは、下記から四條畷市商工会にお問い合わせください。

＜四條畷市商工会＞

TEL：072-879-1656

Q5 HP リニューアルに伴う撮影やライティング費も補助されますか？

A5 一時的・臨時的な経費であれば対象になりますが、ランニングコストや維持・管理に関わるものは対象外となります。

詳細はなわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）にお問い合わせください。

Q6 人材確保はエージェントを介した場合も対象となりますか？

A6 対象となります。

Q7 人材定着に関する費用は、社外研修で要した経費も対象となりますか？

A7 外部の研修会への参加や講師を招聘した場合は、対象となります。

ただし、社内研修と判断される場合は、対象外となります。

Q8 新事業展開・新商品開発は具体的にどのようなものが対象となりますか？

A8 新商品の開発に向けた市場調査や試作、初回製造に関わる費用、商品監修・コンサル等を想定しています。

Q9 新商品開発に取り組んだものの、商品化に繋がらなかった場合も対象となりますか？

A9 基本的には成果物と経費の整合性を客観的に判断するため、商品化を前提としていますが、案件によっては個別に審査しますので、詳細はなわて事業者チャレンジ支援補助金事務局（四條畷市商工会内）にお問い合わせください。

④事業計画策定支援補助金

Q1 事業計画策定支援補助金とは？

A1 中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関を活用し、経営改善に向けた事業計画の策定に係る費用に対して補助を行うもので、策定過程及び策定後にそれぞれ複数回の支援を受けることができます。

補助率は80%、補助上限額は15万円です。

※詳細は手引きP15を参照してください。

Q2 事業計画とは？

A2 本制度では、新規創業及び創業後の事業運営の円滑な実施を支援することや事業活動の維持・拡大等を趣旨に、中小企業診断士や税理士、認定経営革新等支援機関の支援を受けた事業計画の策定に係る費用の補助を行っています。

なお、事業計画の内容としては、あくまでも一例ですが、事業者の将来展望を示すものとして、事業者の強み・弱みや市場動向、顧客ニーズ等を踏まえた具体的な取組内容や実施体制、スケジュール、収支計画等の項目が記載されることを想定しています。

Q3 事業計画策定を依頼する中小企業診断士等は、指定されていますか？

また、紹介してもらえますか？

A3 中小企業診断士等の指定はありません。

なお、四條畷市商工会にて紹介は可能です。

<四條畷市商工会>

TEL：072-879-1656

4 交付決定・事業実施に関すること

Q1 交付決定前に事業を開始したらどうなりますか？

- A1 交付決定前に着手した経費は補助対象外となるため、必ず「なわて事業者チャレンジ支援補助金審査結果通知書」（様式第4号）の受領後に事業を開始してください。
なお、補助対象となるのは審査結果通知日（交付決定日）以降に着手し、補助事業完了期限までに完了した事業になるためご注意ください。
※審査結果通知日（交付決定日）の前日以前に支出した経費や補助事業完了期限の翌日以降に支出した経費及び審査結果通知日（交付決定日）の前日以前に実施した発注・契約行為に付随する支出経費は、補助対象外経費となります。

Q2 発注するときは電話で行ってもよいですか？

- A2 電話などの口頭による発注は認められません。
必ず契約書を締結するか、書面による発注書を作成してください。

Q3 経費の支払いは現金で行ってもよいですか？

- A3 経費の支払いは、原則、銀行振込以外の方法によるものは認めません。
また、実績報告時に振込明細書等の根拠書類の提出が必要ですので、その他必要書類と併せて、必ず保管してください。
なお、例外として、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）の場合は、その理由が妥当と判断できれば補助対象として認めることもありますが、必ず事前に事務局まで確認してください。

Q4 交付決定を受けた後に事業計画の一部が変更もしくは事情により継続ができなくなった場合の手続きは？

- A4 申請事業の採択後、その内容に変更が生じた場合、または中止や廃止する理由が生じた場合（申請を取り下げる場合を含む。）は、「なわて事業者チャレンジ支援補助金交付申請に係る事業実施計画（変更・中止・廃止）承認申請書」（様式第5号）の提出が必要となりますので、事務局に郵送、持参、メールのいずれかで提出してください。
なお、交付決定額の範囲内で変更が可能であり、増額は一切認めません。
また、変更・中止・廃止承認前に変更後の内容で着手した場合や、本手続きを経ずに申請及び交付決定内容と異なる事業を実施した場合は、補助対象外経費として取り扱う可能性がありますので、ご注意ください。

Q5 申請時に記載していた設備 A の代わりに設備 B を購入しても問題ありませんか？

- A5 申請時に計上していない経費を実績報告時に新たに計上することは原則認められません。導入設備が変更になる場合は、「なわて事業者チャレンジ支援補助金交付申請に係る事業実施計画（変更・中止・廃止）承認申請書」（様式第5号）の提出が必要となりますので、事務局に郵送、持参、メールのいずれかで提出してください。

5 実績報告・精算に関すること

Q1 実績報告の提出書類は？

A1 手引きの以下のページを確認してください。

- ①設備導入支援補助金 P22～24
- ②創業支援補助金 P25～27
- ③企業価値向上支援補助金 P28～40
- ④事業計画策定支援補助金 P41～43

Q2 実績報告書の提出期限はいつですか？

A2 補助事業完了後1か月以内または令和9年1月29日のいずれか早い日までに提出（必着）してください。

Q3 実績報告後、補助金額の確定までどれくらいかかりますか？

A3 実績報告書類受理後20日程度で事務局から通知します。
補助事業の流れは手引きのP16をご確認ください。

Q4 補助金交付請求後、入金までどれくらいかかりますか？

A4 請求書の受理から20日程度を支払いの目安としていますが、交付完了までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 その他

Q1 補助事業終了後、設備を処分するにはどうすればいいですか？

- A1 やむを得ない事情等により設備等を処分（財産の目的外使用、譲渡、交換、移設、貸付け、担保としての提供または取壊し（廃業を含む））する場合は、あらかじめ「なわて事業者チャレンジ支援補助金財産処分承認申請書」（様式第12号）を提出し、承認を受ける必要があります。ただし、取得財産の耐用年数が、減価償却資産の耐用年数を経過している場合（または取得後3年を経過している場合）は提出不要です。

Q2 財産処分承認申請の手続きを行わずに、設備を処分した場合はどうなりますか？

- A2 正当な理由なく、導入した設備等を導入後3年以内に補助金交付の目的に反して処分（財産の目的外使用、譲渡、交換、移設、貸付け、担保としての提供または取壊し（廃棄を含む））したと判断される場合は、補助金の返還対象となります。
設備を処分する必要性が生じた際は、必ず事前に「なわて事業者チャレンジ支援補助金財産処分承認申請書」（様式第12号）を提出してください。